

市川市総合計画
I&Iプラン21

第二次基本計画

安心で
快適な
活力のあるまちへ



市川市

市川市総合計画

I&Iプラン21

第二次基本計画

安心して
快適な
活力のあるまちへ



市川市

はじめに



平成13年(2001年)にスタートした本市の総合計画「I & Iプラン21」は、21世紀の第1・四半世紀(概ね2025年:平成37年)を目標年度と定め、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念とし、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を目指すべき将来都市像に掲げております。

この将来都市像を実現するため、これまで第一次基本計画のもと、協働の担い手である市民活動団体への支援、歴史と伝統に培われた「文化都市」のイメージの向上、まちづくり全体を通じて人々の健康を高める「健康都市」の推進など、国内外の方々から高く評価される先進的な施策を展開してまいりました。

国全体の人口がピークを迎え、今後は首都圏においてもこれまでのような持続的な人口増加が望めない時代になるといわれております。より多くの人々に「住んでみたい」「住み続けたい」と愛着を感じていただき、企業やNPOなど、様々な主体がいきいきと活躍できるような、魅力と活力に溢れるまちを築き上げていくことが重要になってくると考えております。

今回策定した第二次基本計画では、人口推計、財政推計、都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤など、計画の前提となる諸条件を整理し、「安心」「快適」「活力」をキーワードとする10年間のまちづくりの目標を定めました。この目標のもと、市民との協働による「いちかわらしい」取り組みを全力で進めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた市民、関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成23年4月

市川市長 大久保 博

目 次

I. 総 論	1
1. 策定にあたって	3
2. 市川市総合計画における第二次基本計画の位置づけ	4
(1) 第二次基本計画策定の目的	4
(2) 総合計画の構成	4
(3) 計画期間	5
3. 計画の前提	6
(1) 人口推計	6
(2) 財政推計	10
(3) 都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤	12
4. 第一次基本計画の評価	14
II. 基本計画	23
1. まちづくりの目標	24
2. 施策の体系	26
3. まちづくりの目標を達成するために	29
(1) 地域～地域特性の特化	29
(2) 協働～行政主体の協働から、多様な主体間での協働	30
(3) 多様な視点～いちかわ いろどりアプローチ	31
4. 施策別計画	36
第1章 真の豊かさを感じるまち	39
第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります	40
第2節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	54
第3節 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります	56
第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります	58
第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します	62
第2章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち	67
第1節 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります	68
第2節 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	70
第3節 暮らしの中で「まちの文化」を育みます	72
第3章 安全で快適な魅力あるまち	75
第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくります	76
第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	84
第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	94
第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります	98
第4章 人と自然が共生するまち	105
第1節 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	106
第2節 環境への負荷の少ないまちをつくります	112

第3節 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	116
第5章 市民と行政がともに築くまち	119
第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	120
第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	124
第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します	126
第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします	136

Ⅲ. 基本計画の評価 139

Ⅳ. 基本構想 141

1. まちづくりの基本理念	142
2. 将来都市像	143
3. まちづくりの基本目標と施策の方向	143
基本目標1 真の豊かさを感じるまち	144
基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち	146
基本目標3 安全で快適な魅力あるまち	148
基本目標4 人と自然が共生するまち	150
基本目標5 市民と行政がともに築くまち	152
4. むすびに	154

Ⅴ. 地域整備の考え方 155

資料編 161

1. 用語解説	162
2. 策定の経過	168
3. 市川市総合計画審議会条例	170
4. 市川市総合計画審議会委員名簿	171
5. 諮問・答申	172

I. 総論

I. 総論

1. 策定にあたって

基本計画策定の趣旨

本市の総合計画である「市川市総合計画 I & Iプラン 21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（2000年：平成13年～概ね2025年：平成37年）を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げております。

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めたものです。基本構想とともに平成13年度からスタートした第一次基本計画のもと、「文化都市」「健康都市」「IT先進都市」など、先進的な取り組みを進めてきました。

この間、社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は大きく変化しました。こうした変化に的確に対応し、将来都市像の実現を目指すための市の施策のあり方を示すため、第一次基本計画における取り組みの評価、今後の社会経済情勢の見通しなどを踏まえ、ここに第二次基本計画を策定します。



2. 市川市総合計画における第二次基本計画の位置づけ

(1) 第二次基本計画策定の目的

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想(計画期間：平成 13 年度からの概ね 25 年)に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画(平成 13～22 年度(2001～2010 年度))に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第一次基本計画が平成 22 年度(2010 年度)をもって終了することから、計画に含まれる各種施策・事業について市民の視点にたった総合的な評価を実施し、その結果と今後の将来展望を踏まえつつ、引き続き基本構想の実現を図るため、新たに第二次基本計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造で構成しています。

●基本構想 ※141 頁を参照

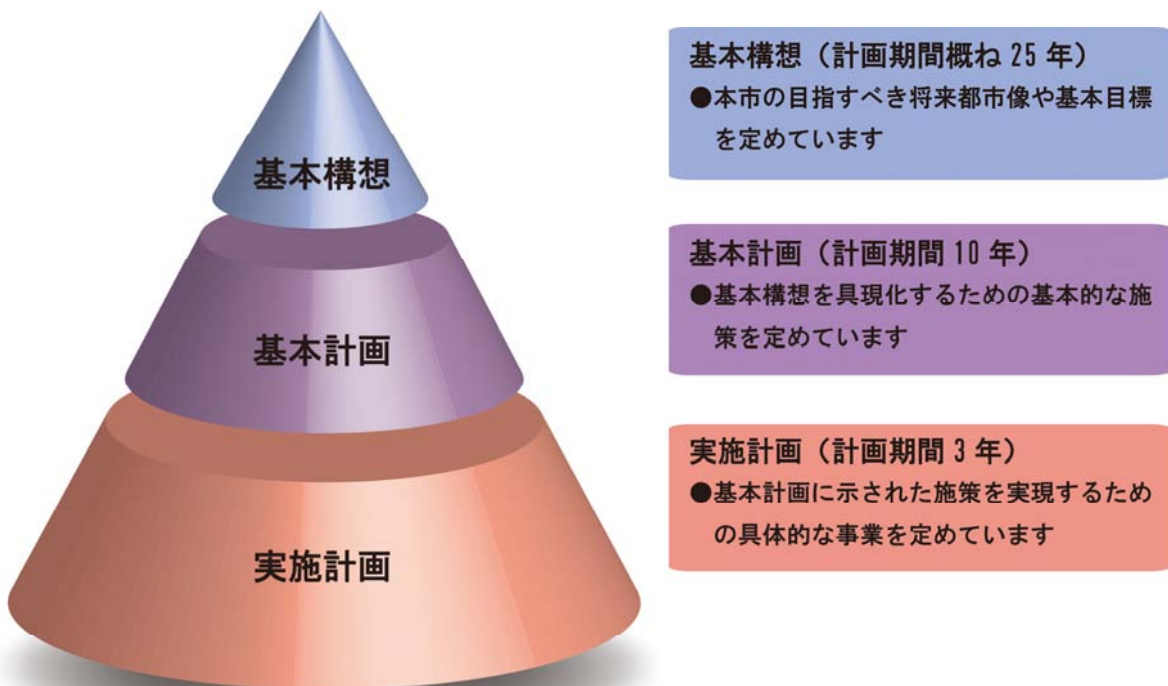
基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成 12 年(2000 年)12 月議会の議決を経たものです。

●基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

●実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。



(3) 計画期間

● 基本構想

基本構想は、平成 13 年度(2001 年度)を初年度とし、平成 37 年度(2025 年度)を目標年度(計画期間：概ね 25 年間)としています。

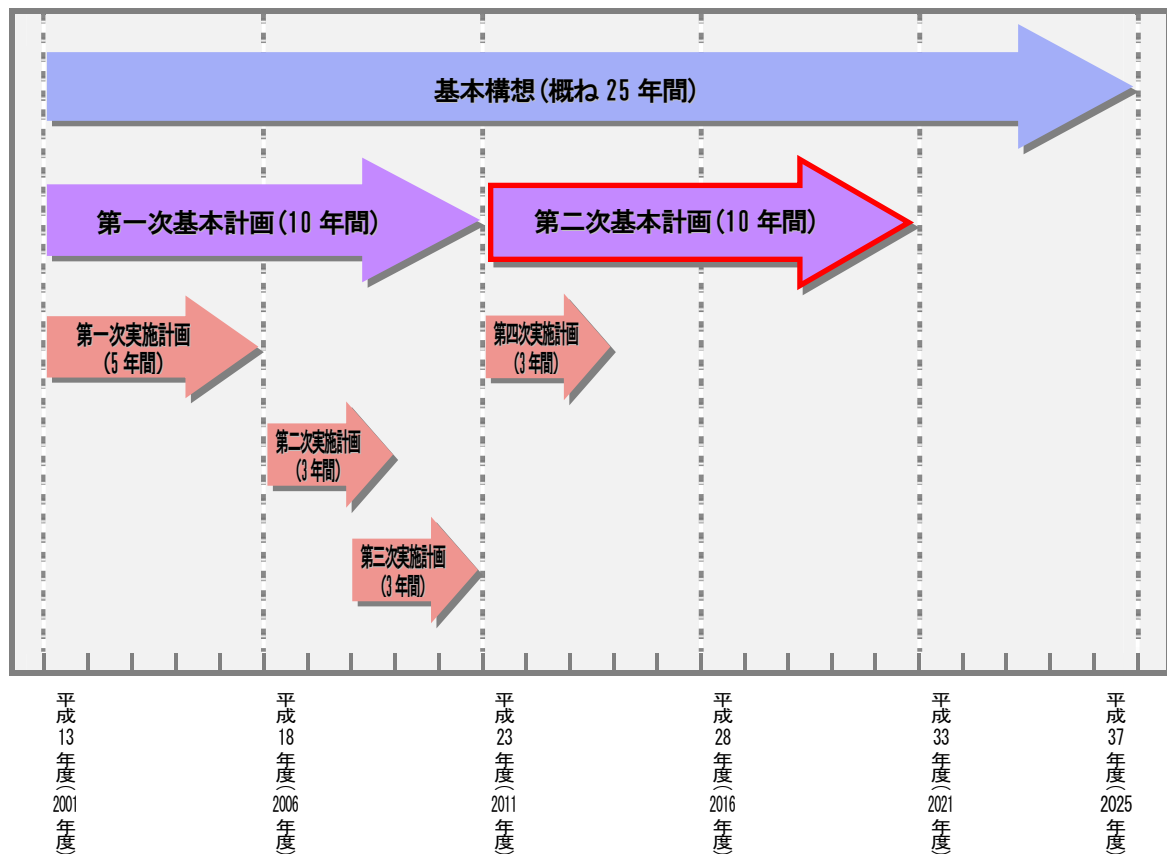
● 基本計画

第一次基本計画は、平成 22 年度(2010 年度)をもって終了しました。

第二次基本計画は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を目標年度(計画期間：10 年間)とします。

● 実施計画

第四次実施計画は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、平成 25 年度(2013 年度)を目標年度(計画期間：3 年間)とします。



3. 計画の前提

(1) 人口推計

● 総人口

本市は、昭和24年(1949年)に約10万人であった人口が、昭和30年代後半から急増し、昭和40年(1965年)に20万人、昭和49年(1974年)に30万人を超え、昭和61年(1986年)には40万人に達しました。その後、平成5年(1993年)の約44.7万人をピークに平成7年(1995年)までの2年間は減少に転じましたが、以降は、増加傾向を示しており、平成17年(2005年)の国勢調査における人口は約46.7万人となっています。

今後は、平成27年(2015年)までは緩やかな人口増加が続くものの、平成27年(2015年)の約47.4万人をピークに、以降は緩やかな人口減少に転じると見込まれます。

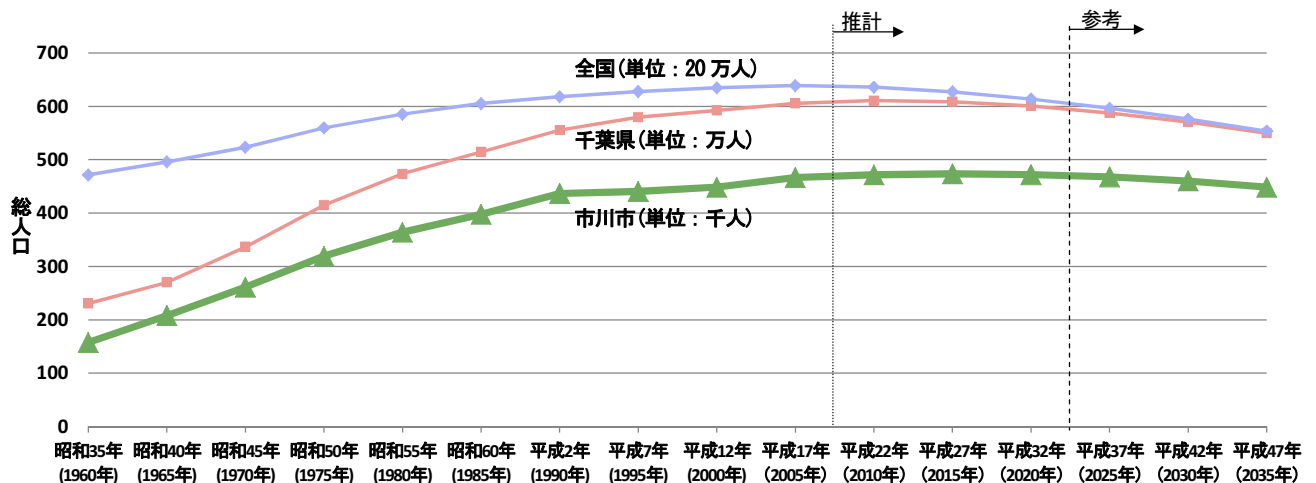
基本計画の目標年次である平成32年(2020年)の人口は約47.2万人と見込みます。

■ 市川市の将来人口指標

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
総人口	440,555	448,642	466,608	471,738	473,581	472,063	467,827	460,097	448,415
人口増加数	3,959	8,087	17,966	5,130	1,843	-1,518	-4,236	-7,730	-11,681
人口増加率	0.91	1.84	4.00	1.10	0.39	-0.32	-0.90	-1.65	-2.54
世帯数	181,213	193,340	201,927	208,547	213,120	216,011	217,238	215,824	211,651
平均世帯人員	2.43	2.32	2.31	2.26	2.22	2.19	2.15	2.13	2.12
実数									
0～14歳人口	65,100	59,824	60,678	60,438	56,473	50,214	44,882	41,652	39,581
15～64歳人口	334,386	337,139	333,205	326,631	312,175	305,759	300,616	286,783	264,649
65歳以上人口	40,083	51,525	65,743	84,669	104,932	116,090	122,329	131,662	144,185
構成比									
0～14歳人口	14.8	13.3	13.0	12.8	11.9	10.6	9.6	9.1	8.8
15～64歳人口	75.9	75.1	71.4	69.2	65.9	64.8	64.3	62.3	59.0
65歳以上人口	9.1	11.5	14.1	17.9	22.2	24.6	26.1	28.6	32.2
労働力人口	251,401	250,129	246,785	242,457	237,036	232,569	227,559	218,928	205,701

注)平成7年(1995年)、平成12年(2000年)、平成17年(2005年)は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳を含みます。

■ 総人口の見通し

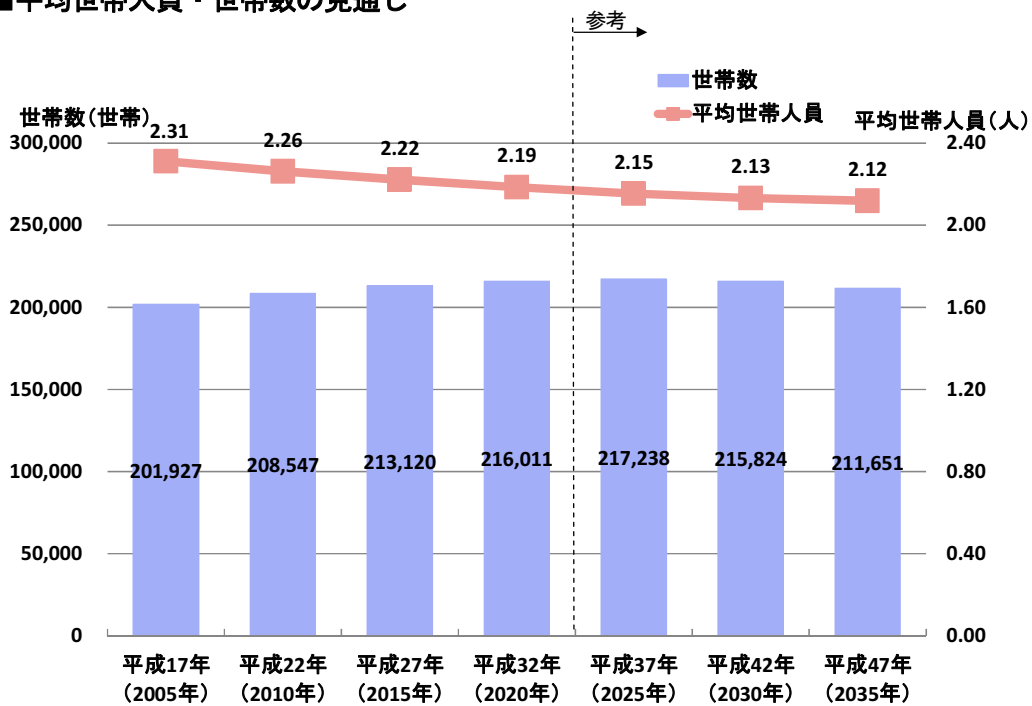


●世帯数

平成17年(2005年)における本市の世帯数は約20.2万世帯、一世帯当たりの人員は2.31人となっています。

今後10年間は、一世帯当たり人員の減少と世帯数の増加が進むものとみられ、目標年次である平成32年(2020年)の世帯数は約21.6万世帯、一世帯当たりの人員は2.19人程度になると見込みます。

■平均世帯人員・世帯数の見通し



8

I. 総論／3. 計画の前提

● 年齢構成

平成17年(2005年)における本市の年齢別人口は、0～14歳の年少人口が13.0%、15～64歳の生産年齢人口が71.4%、65歳以上の老年人口が14.1%となっており、老年人口が年少人口を上回っておりました。

今後も、少子高齢化が進行し、第二次基本計画の目標年次である平成32年(2020年)には、65歳以上の老年人口の割合は24.6%に増加し、一方で0～14歳の年少人口の割合は10.6%、15～64歳の生産年齢人口は64.8%に低下すると見込みます。

■ 年齢別人口の見通し

年次	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口	合計人口
平成17年(2005年)	60,678 (13.0%)	333,205 (71.4%)	65,743 (14.1%)	466,608
平成22年(2010年)	60,438 (12.8%)	326,631 (69.2%)	84,669 (17.9%)	471,738
平成27年(2015年)	56,473 (11.9%)	312,175 (65.9%)	104,932 (22.2%)	473,581
平成32年(2020年)	50,214 (10.6%)	305,759 (64.8%)	116,090 (24.6%)	472,063
平成37年(2025年)	44,882 (9.6%)	300,616 (64.3%)	122,329 (26.1%)	467,827
平成42年(2030年)	41,652 (9.1%)	286,783 (62.3%)	131,662 (28.6%)	460,097
平成47年(2035年)	39,581 (8.8%)	264,649 (59.0%)	144,185 (32.2%)	448,415

注) 平成17年(2005年)は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳を含みます。

■ 人口の年齢構成

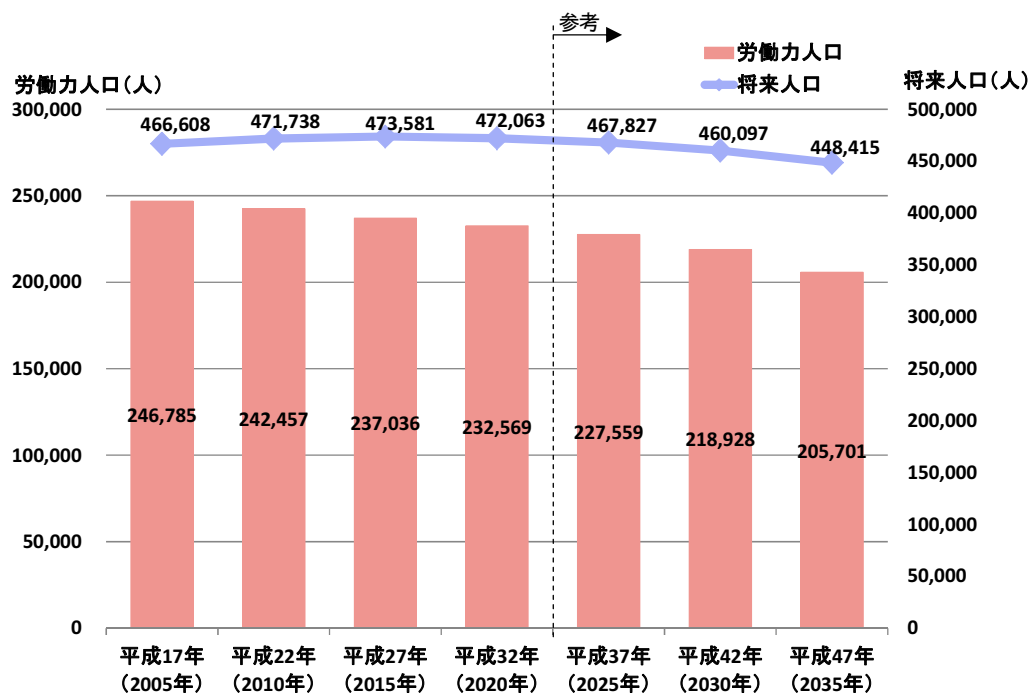
年齢	平成22年(2010年)	平成32年(2020年)
85歳以上	10,000	10,000
80歳～84歳	15,000	15,000
75歳～79歳	20,000	20,000
70歳～74歳	25,000	25,000
65歳～69歳	30,000	30,000
60歳～64歳	35,000	35,000
55歳～59歳	40,000	40,000
50歳～54歳	45,000	45,000
45歳～49歳	40,000	40,000
40歳～44歳	35,000	35,000
35歳～39歳	30,000	30,000
30歳～34歳	25,000	25,000
25歳～29歳	20,000	20,000
20歳～24歳	15,000	15,000
15歳～19歳	10,000	10,000
10歳～14歳	10,000	10,000
5歳～9歳	15,000	15,000
0歳～4歳	20,000	20,000

●労働力人口

平成17年(2005年)における本市の労働力人口(※)は、約24.7万人となっています。

今後も、少子高齢化が進行し、第二次基本計画の目標年次である平成32年(2020年)には労働力人口は約23.3万人に減少すると見込みます。

■労働力人口の見通し



(※)労働力人口とは

満15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせた人口です。

「就業者」とは

：収入を伴う仕事を行っている人(従業者)又は仕事を持ちながら仕事をしていない人(休業者)です。

「完全失業者」とは

：以下の3つの条件を満たす人です。

- ①仕事がなく、仕事を行っていない人
- ②仕事があればすぐ就くことができる人
- ③仕事を探す活動や事業を始める準備をしている人

(2) 財政推計

● 財政推計策定の背景

これからの自治体の財政運営は、少子高齢化による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による市税収入の低迷が続く、歳出面では*社会保障関係費が増加していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されています。

本市においては、生活保護をはじめとする*扶助費の増により*義務的経費や国民健康保険、介護保険に係る特別会計への繰出金が増加している状況です。さらに、本市の公共施設においては、耐震改修工事を計画的に進めているところではありますが、建設から数十年が経過し、老朽化による改修・改築を行わなくてはならない施設が多くなり、施設の更新が集中する時期に入ってきています。また、都市計画道路や下水道の整備、再開発事業などの街づくりを推進することも求められています。

本市の歳入の根幹となる市税収入の伸びが期待できない状況では、国や県の補助金、*市債などを積極的に活用するとともに、*財政調整基金の取り崩しでの対応も図っていかねばなりません。

基本計画に掲げる市民サービスに必要な財源を担保するためには、行財政改革による徹底した行政のスリム化や、歳出削減や歳入の安定的確保を図るなど、種々の方策を実践していき、「歳入に見合った歳出」を基本とする財政構造の確立に取り組んでいかねばなりません。こうした財政状況のもとで、計画に掲げる各事業の財源確保を図ることを前提に、基本計画の実施期間である10年間の財政状況を推計することとします。

● 財政推計

1) 歳入の見通し

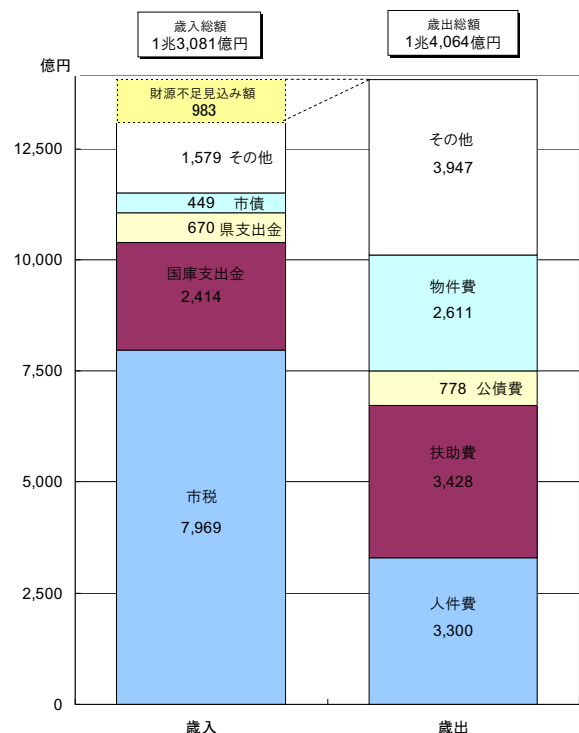
税制改正や国・県支出金制度の見直しなど、予測することができない要素が多いため、現段階での制度を前提として、国の経済予測等を参考に推計しています。

2) 歳出の見通し

人件費は、今後の職員数の推移などをもとに推計し、道路や学校の整備などの*普通建設事業費については、一定規模の水準を維持して、現在進めている大規模建設事業なども考慮して推計しています。

また、その他の経費は、過去の決算状況の推移などをもとに推計しています。

■ 一般会計予算の今後10年間の歳入・歳出推計額の比較



* 巻末用語解説を参照

3) 歳入・歳出計画

歳入及び歳出の見通しでは、歳出が歳入を超過し、財源不足額が10年間で983億円となる見通しですが、今後、行財政改革のさらなる推進を行うことで歳入と歳出の均衡を図ります。

なお、歳出には*義務的経費である*扶助費の増大や国や県の補助対象事業を計上していますが、同時に、それに伴う国庫補助金等の特定財源を現制度に基づき推計しています。

■歳入・歳出計画

<歳入>

区分	平成23～32年度 (2011～2020年)	構成割合
市税	7,969	60.5%
国庫支出金	2,414	18.3%
県支出金	670	5.1%
*市債	449	3.4%
その他	1,669	12.7%
歳入合計	13,171	100.0%

<歳出>

(単位：億円)

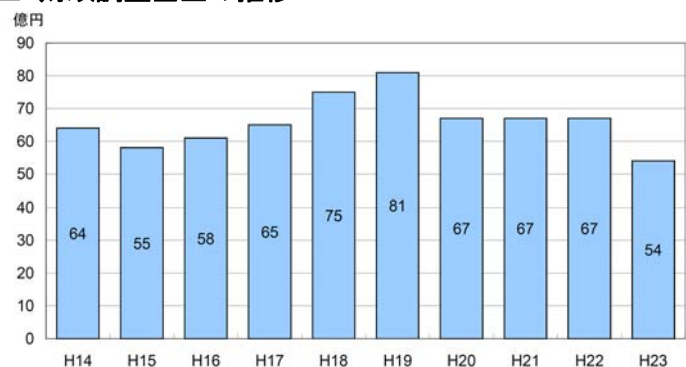
区分	平成23～32年度 (2011～2020年)	構成割合
人件費 (うち退職手当)	3,230 (423)	24.5% (3.2%)
*扶助費	3,428	26.0%
*公債費	778	5.9%
物件費	2,193	16.7%
その他 (*普通建設事業費)	3,542 (1,598)	26.9% (12.1%)
歳出合計	13,171	100.0%

4) 基金及び*市債の見通し

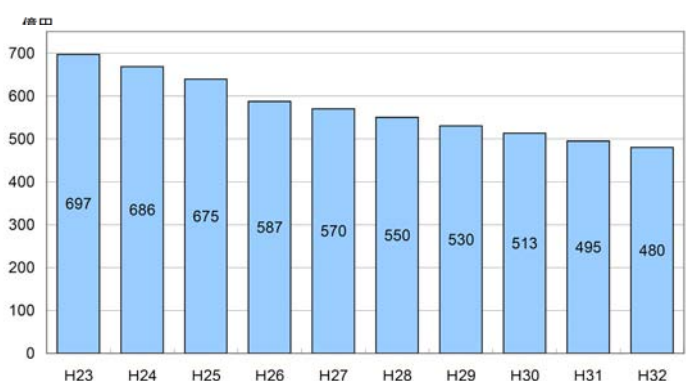
*財政調整基金はいざなぎ景気による市税の増収に伴い、平成15年度(2003年度)以降、積み立てにより現在高を増やしてきましたが、平成20年度(2008年度)より世界同時不況による市税収入の伸び悩みと*社会保障関係費等の増加に対応するため、基金の取り崩しを行った結果、平成23年度末(2011年度末)の現在高は、約54億円と見込んでいます。今後の厳しい経済情勢を踏まえ、できる限り基金への積み立てに努めることとします。その他の基金についても、基金設置の目的に応じた活用を計画的に行います。

*市債は、一般会計における新規の発行額を見込んで推計しています。これからも債務残高を累増させない財政運営に努めます。

■*財政調整基金の推移



■*市債残高の推移



*巻末用語解説を参照

(3) 都市の魅力を高めるために活用できる都市基盤

今後 10 年間で、本市の道路網において長年の懸案であった南北軸が、東京外郭環状道路、都市計画道路 3・4・18 号などにより整備されます。これにより、慢性的な渋滞の緩和、安全な交通環境の確保、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減などが図られます。また、これらの道路整備と同時に江戸川左岸流域下水道の幹線が整備されることにより、生活排水などが適切に処理され、河川の水質が改善することが期待されます。

これら道路、下水道分野の都市基盤に加え、本八幡 A 地区市街地再開発事業、塩浜地区まちづくりなどの市街地整備を積極的に活用し、都市の魅力を高めていきます。

■主な都市基盤

分野	名称
道路	東京外郭環状道路 都市計画道路 3・4・18 号 都市計画道路 3・5・26 号 (仮称) 妙典橋
市街地整備	本八幡 A 地区市街地再開発事業 塩浜地区まちづくり 地域コミュニティゾーン整備事業
下水道	江戸川左岸流域下水道 (松戸幹線) 江戸川左岸流域下水道 (市川幹線) 江戸川第一終末処理場



本八幡 A 地区市街地再開発事業

主な都市基盤



4. 第一次基本計画の評価

PDCAサイクルに基づき、第一次基本計画の評価を実施し、結果を第二次基本計画の策定に反映させました。

P LAN

● 基本構想・基本計画・実施計画

平成 13 年度(2001 年度)より始まった基本構想においては、①少子高齢化への対応、②環境問題への幅広い対応、③高度情報化への対応、④地方分権と広域的連携、⑤多様な個性の尊重の 5 つを 21 世紀の第 1・四半期へ向けての主要課題としました。

同時に基本構想を支えるため、計画期間を 10 年間とする第一次基本計画を策定し、また平成 13 年度(2001 年度)、平成 18 年度(2006 年度)、平成 20 年度(2008 年度)を初年度とする実施計画を策定しました。

基本構想（平成 13～37 年度（2001～2025 年度））

第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））

実施計画

第一次実施計画

（平成 13～17 年度(2001～2005 年度)）

第二次実施計画

（平成 18～20 年度(2006～2008 年度)）

第三次実施計画

（平成 20～22 年度(2008～2010 年度)）

● リーディングプラン

第一次基本計画では、市の主要課題を解決し、将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を達成へ導くために特に重要な 10 の施策テーマをリーディングプランとして設定し、関連事業を体系化し、事業を総合的・横断的に実施しました。

（第一次基本計画リーディングプラン）

- ・環境にやさしい都市プラン
- ・人にやさしいまちプラン
- ・みんなで支える子育てプラン
- ・IT活用プラン
- ・緑と水辺の再生プラン
- ・活力ある長寿社会プラン
- ・いちかわっ子育てプラン
- ・安全・安心のまちプラン
- ・文化の息吹を感じるまちプラン
- ・商業の活性化プラン

D。

● 予算執行・決算

実施計画には、基本構想に定められた5つの目標ごとに実施計画事業を位置づけ、年度ごとに予算編成及び予算執行を行い、決算は下記のとおり認定されました。

■ 歳出決算額等の推移

(単位:億円)

	13年度 (2001年度)	14年度 (2002年度)	15年度 (2003年度)	16年度 (2004年度)	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
一般会計	1,074	1,088	1,084	1,214	1,089	1,137	1,178	1,223	1,241	1,344
特別会計										
国保会計	258	264	300	312	338	359	394	363	383	394
下水道会計	99	98	93	100	92	89	84	86	79	84
市場会計	1	1	6	3	2	1	1	1	1	1
老人保健会計	224	230	229	230	232	219	223	22	2	0
介護老健施設会計	9	9	10	10	9	9	10	10	10	11
介護保険会計	88	103	109	123	130	139	150	156	167	182
市川駅南口会計	2	9	74	84	55	53	66	195	22	14
後期高齢者会計								30	32	34
病院事業会計										
収益的支出	17	17	16	15	16	16	16	16	16	17
資本的支出	1	1	1	4	1	1	6	1	2	2

※平成22年度は平成23年2月補正後現計額

国保会計

：国民健康保険特別会計

下水道会計

：下水道事業特別会計

市場会計

：地方卸売市場事業特別会計

老人保健会計

：老人保健特別会計

介護老健施設会計

：介護老人保健施設特別会計

介護保険会計

：介護保険特別会計

市川駅南口会計

：市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計

後期高齢者会計

：後期高齢者医療特別会計

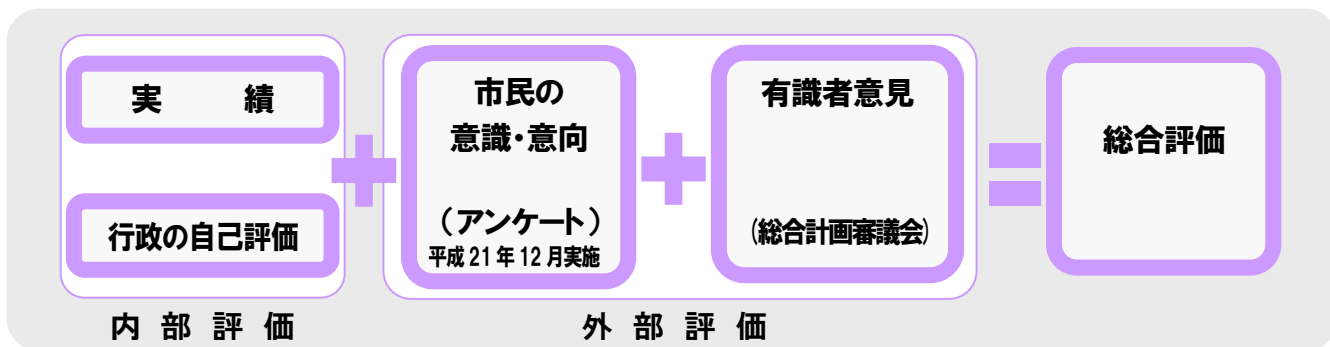
病院事業会計

：病院事業会計

CHECK

本市では、これまで、第一次基本計画（平成13～平成22年度（2001～2010年度））に沿って、数々の施策、事業に取り組んでまいりましたが、第一次基本計画の10年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどとともに、基本構想、将来都市像に向けて、目標と施策の方向が計画当初のものからずれていないか、ともにまちづくりに取り組んできた市民と行政の意識に乖離は無かったかを検証するために、総合的な評価を行いました。

評価方法は、第一次基本計画に基づく本市の取り組みについて、実績を踏まえたうえで「行政の自己評価」を行う内部評価及び市民の意識・意向のアンケート調査と有識者意見からなる外部評価を行い、内部評価と外部評価を併せて総合的な評価を行いました。



● 総合評価の結果

52の項目に分けて行った評価では、「概ね達成できた」が36項目、「やや不十分だった」が15項目、「十分達成できた」は1項目にとどまりました。

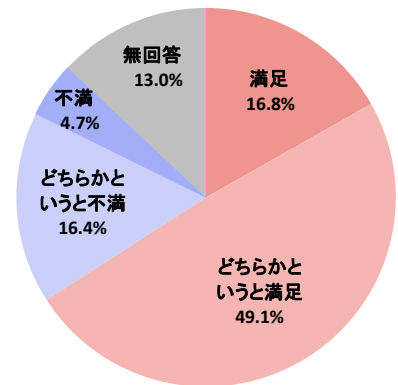
中でも「真の豊かさを感じるまち」と「安全で快適な魅力あるまち」においては、重要度が平均を上回る一方、満足度が平均を下回る結果となったことから、今後も力を入れていく必要があります。

	評 価				市民の意識・意向	
	十分達成 できた	概ね達成 できた	やや不十分 だった	不十分 だった	満足度	重要度
真の豊かさを感じるまち	—	12項目	2項目	—	0.22 ㊦	1.10 ㊦
彩り豊かな文化と芸術を育むまち	—	6項目	—	—	0.59 ㊦	0.55 ㊦
安全で快適な魅力あるまち	—	6項目	9項目	—	0.04 ㊦	1.17 ㊦
人と自然が共生するまち	—	7項目	1項目	—	0.33 ㊦	1.23 ㊦
市民と行政がともに築くまち	1項目	5項目	3項目	—	0.28 ㊦	0.86 ㊦
合計（平均）	1項目	36項目	15項目	—	(0.23 ㊦)	(1.03 ㊦)

○参考—市民の意識・意向（アンケート結果）

1) 身の回りの生活環境全体を考えた場合の総合的な満足度について

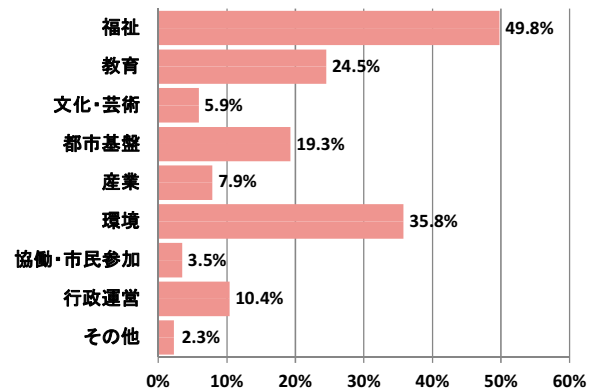
市民の身の回りの生活環境全体を考えた場合の総合的な満足度については、満足（16.8%）、どちらかという満足（49.1%）をあわせると約65.9%となり、不満、どちらかという不安の合計約21.1%を大きく上回る結果となりました。



2) 施策の方向性について

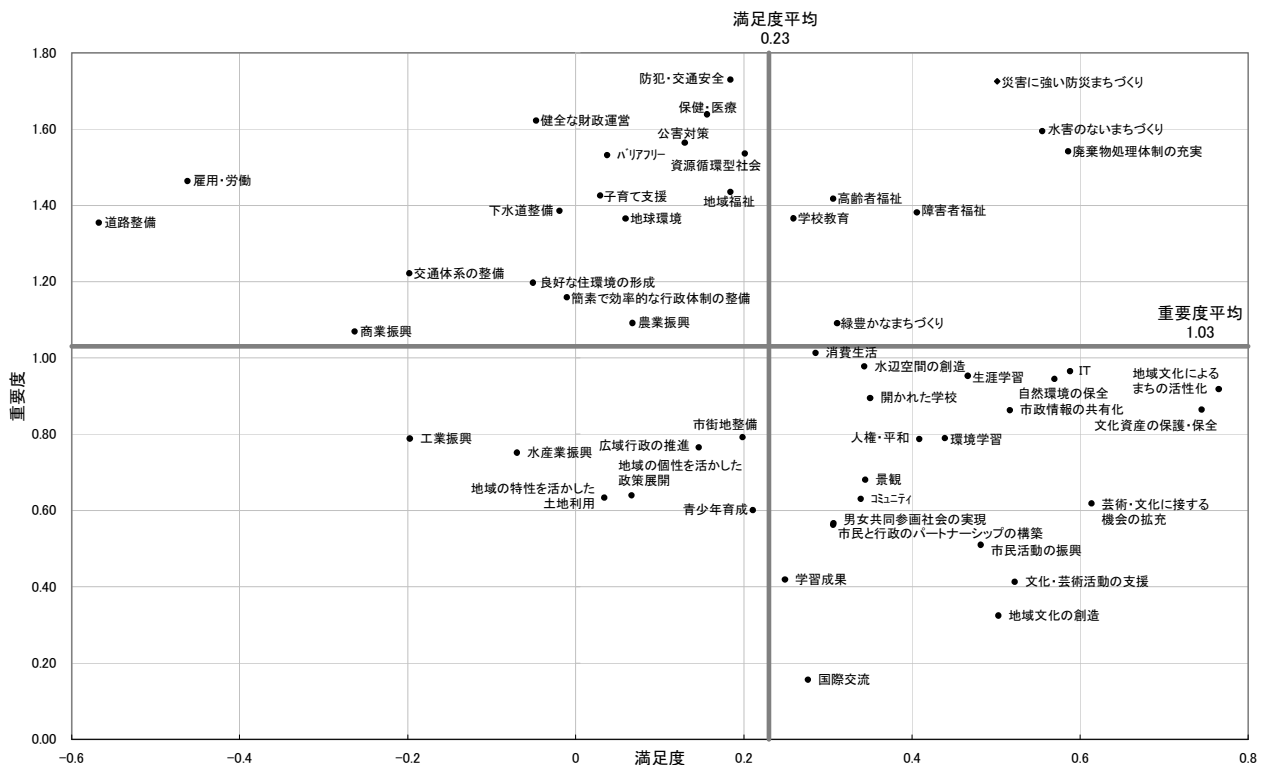
行政の分野を8分野に区分して、市民に重要な施策分野を尋ねたところ、福祉分野、環境分野、教育分野、都市基盤分野の順となりました。

行政においても、福祉、教育の分野である「真の豊かさを感じるまち」に対して、全体の半分以上を超える財政投資を重点的に行う一方で、環境分野である「人と自然が共生するまち」、都市基盤の分野である「安全で快適な魅力あるまち」に対してもそれぞれ事業を展開してきました。



3) 個別施策の満足度・重要度の分布

満足度・重要度の分布



ACTION

● 第一次基本計画 リーディングプランの再編

第一次基本計画における目標と主要施策 (リーディングプラン)	主な取り組み
<p>環境にやさしい都市プラン (目標) 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、市民一人ひとりが自ら進んで環境問題へ取り組み、身近でできることから行動することを通して、地球環境に配慮したライフスタイルの確立を目指しました。 (主要施策) 循環型社会づくりの推進▶</p>	<p>H14・本庁舎、消防局など18施設でISO14001の認証取得 ・環境部と清掃部を統合し、環境清掃部を設置 ・ごみの12分別開始 ・小中学校・保育園を対象に生ごみ処理装置を設置開始 H15・学校版環境ISOの導入開始 ・市民マナー条例制定</p>
<p>緑と水辺の再生プラン (目標) 緑の再生と水辺空間の活用のために快適で潤いのある生活環境を整備し、人々に安らぎを与えるまちをつくるため、貴重な緑の保護、再生に努めるとともに、河川や海辺の水辺空間を整備して親水空間としての活用を進めました。 (主要施策) 緑地と水辺空間整備の推進▶</p>	<p>H19・大柏川第一調節池オープン H20・「北西部水と緑の回廊」を設定</p>
<p>安全・安心のまちプラン (目標) 災害に強く安全に暮らせるまちをつくるために火災や地震、風災害などから市民を守る災害に強い安全なまちの実現に向けて、防災拠点の整備、水害対策など都市防災化を推進しました。 (主要施策) 地域防災まちづくりの推進▶</p>	<p>H16・大洲防災公園開園 ・耐震診断助成事業開始 H17・消防局大洲出張所開設 ・分譲マンション実態調査事業開始 H20・危機管理部を新設 ・耐震改修促進計画策定 H21・広尾防災公園オープン</p>
<p>人にやさしいまちプラン (目標) 誰もが安心して生活できる環境をつくるために子どもから高齢者まで誰もが快適で安心して移動できる環境をつくるために、歩道の確保、歩道や駅周辺の*バリアフリー化、防犯灯、街路灯の設置などを進めました。 (主要施策) 安心して移動できる環境の整備▶</p>	<p>H13・「まちの相談直行便」設置 ・人にやさしいまちづくり基本方針策定 H15・市川市交通*バリアフリー基本構想策定 H17・コミュニティバス社会実験運行スタート</p>
<p>活力ある長寿社会プラン (目標) いきいきと活力にあふれた暮らしを送るために高齢者がこれまで培ってきた知識や能力、経験などを発揮できるよう社会参加や就業支援、趣味や学習への支援を行い、いきいきと生涯現役生活を送れる環境づくりを推進しました。 (主要施策) 生涯現役のための環境づくりの推進▶</p>	<p>H18・地域ふれあい館開設 ・市川スポーツガーデン国府台オープン H19・市川スポーツガーデン塩浜オープン H20・第1回還暦式開催</p>

今後の課題	第二次基本計画 における視点 (いちかわ いろどりアプローチ) ※31頁を参照
<p>地球環境を守り、本市に残る貴重な自然と生物多様性を次代に引き継ぐことは私たちの重大な使命です。省エネルギーや省資源といった地球温暖化対策への取り組みにおいて、個人や地域、事業者や自治体に期待される役割は、今後さらに高まります。</p> <p>街づくりにおいて環境保全に努めることや、市内に残る緑を守ることはもとより、行政が行うすべての分野の事業活動において、地球規模の環境を念頭に置いた環境負荷の低減に努め、あらゆる機会を通じて環境の保全・創造に対する取り組みを、市民、行政、事業者等が連携しながら実施していく必要があります。</p>	環境の保全・創造の視点
<p>社会情勢の変動は危機をも変化させています。現代の危機とは、いまや台風や地震などの自然災害にとどまりません。情報化の進展はサイバーテロなどの脅威を生み、*グローバル化はインフルエンザ等の世界的な感染拡大の危険性を高めています。</p> <p>様々な分野で起こる災害、犯罪等を最小限の被害に抑え、また未然に防ぐためには、各分野、また様々なレベルでの危機管理と部門間の連携による安全・安心への取り組みが必要です。</p>	安全・安心の 向上の視点
<p>段差等の障害を解消するための*バリアフリー化とともに、多目的トイレや手すりの整備、分かりやすい案内板の設置など、*ユニバーサルデザインによる施設の整備等を推進していく必要があります。また、このような施設整備面だけでなく、政策の立案や情報の共有などを図る際には、すべての市民が社会活動に参加できるよう配慮することも重要です。</p>	ユニバーサルデザインの 推進の視点
<p>食生活やライフスタイルの変化とストレス社会での生活、運動不足などにより、生活習慣病患者及び予備軍の増加、若年層への拡大などが指摘されています。また、都市における日常生活において、「教育」「労働・雇用」、「地域経済」、「予防活動」、「保健医療資源」、「住環境」、「都市環境」などの健康決定要因が健康状態に著しく影響を与えられています。</p> <p>引き続きこれらの「健康決定要因」に対して、健康の増進という視点から総合的に取り組んでいくことが重要です。</p>	健康の増進の視点

第一次基本計画における目標と主要施策 (リーディングプラン)	主な取り組み
<p>文化の息吹を感じるまちプラン (目標)人々が文化をより身近に感じるために 点在する文化的資産や歴史的な街並みを楽しみながら訪ね歩くことができるよう、施設整備とネットワーク化を進め、人々が身近に文化を感じることができるような仕掛けづくりを推進しました。 (主要施策)文化の拠点とネットワークづくりの推進▶</p>	<p>H13・中山文化村オープン H14・文化部を新設 H15・文化振興ビジョン策定 H16・芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、郭沫若記念館オープン H17・文学プラザオープン ・東山魁夷記念館オープン</p>
<p>みんなで支える子育てプラン (目標)子育てしやすい環境づくりのために 恵まれた環境の中で、安心して子どもを育てることができるよう、地域、行政などの社会全体が協力して、子育て家庭を支援しました。 (主要施策)地域での子育て体制の充実▶ 男女共同の子育て環境整備▶</p>	<p>H14・こども部を新設 ・湊新田保育園開園 ・男女平等基本条例制定 H15・妙典保育園開園 H16・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 H17・次世代育成支援行動計画策定 こども発達センター開設 ・男女共同参画センター研修ホールオープン H18・第3子以降の保育園保育料無料化 ・男女共同参画社会基本条例制定 H22・子ども手当支給開始</p>
<p>いちかわっ子育成プラン (目標)地域で心豊かないちかわっ子を育成するために 家庭、地域、学校の連携のもと、次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、健やかに育つよう地域の教育力を高め、心豊かな「いちかわっ子」を育成しました。 (主要施策)地域で取り組む教育の推進▶</p>	<p>H20・教育振興基本計画策定</p>
<p>商業の活性化プラン (目標)地域に根ざした活力と魅力ある商業振興のために まちを活性化させ、多様化する消費者ニーズに対応するため、再開発事業とも関連させながら、広域的な集客力を持つ商業集積の整備を推進しました。さらに、地域住民の交流の場として商店街の再整備を支援するなど、コミュニティを重視した商業環境づくりを促進しました。 (主要施策)賑わいのある商店街づくりの推進▶</p>	<p>H14・商店街リニューアル診断の実施 H20・中山参道地区の街なみ整備を開始 H21・プレミアム商品券の発行を支援 H22・I-Link タウン街開き</p>
<p>IT活用プラン (目標)市民サービスの向上に活用するために 人々の生活を限りなく便利に変えてくれる可能性を持つIT(情報通信技術)を、市民生活の向上に活用するため、ITを最大限に活かした市民サービスの展開を推進しました。 (主要施策)サービス向上のためのシステムづくりの推進</p>	<p>H13・携帯電話の行政情報提供サービス開始 H14・いちかわ情報プラザオープン ・電子市役所開設 ・市議会のインターネット中継を開始 ・住民基本台帳ネットワーク稼動 H15・情報システム部を新設</p>

今後の課題	第二次基本計画 における視点 〔いちかわ いろいろアプローチ〕 ※31 頁を参照
<p>文化には、歴史的、文化的な価値とともに、人に生きがいや楽しみ、感動などを与え、本市への愛着とまちの魅力を向上させる力があります。</p> <p>本市の特徴である文化を、まちづくりや事業展開などの様々な機会に活かし、内外に積極的に発信していく必要があります。</p>	文化の振興の視点
<p>女性の社会進出が進む中で、安心して子育てができる環境と、就労形態に応じた多様な保育サービスが求められています。また、核家族化が進行しており、隣近所など地域とかがかわる機会が少なくなることで、子育て家庭が孤立してしまう状況も発生しています。さらに児童虐待なども社会問題となっています。</p> <p>子育て家庭が出会う様々な場面、段階において総合的な支援を推進し、安心して子育てができる環境を、家庭、行政、事業者、地域などが連携して整備していく必要があります。</p>	子育ての支援の視点
<p>情報通信技術の発展に伴う携帯電話やパソコンの普及、*グローバル化の進展などにより、児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しています。</p> <p>防犯や防災、交通事故や環境、本市の歴史や文化などを、家庭、地域、学校の連携のもとで次代を担う子どもたちに伝えていく必要があります。</p>	教育の振興の視点
<p>経済の*グローバル化、物流の変化などとともに、安全や質に対する消費者のニーズの高まりなど、地域経済は大きな変換期にあります。</p> <p>本市が活力のある都市であり続けるためには、地域経済の活性化につながる様々な施策展開が必要です。そのためには、産業の振興を行政、事業者、経済団体、市民が一体となって、あらゆる角度から推進していくことが重要です。</p>	地域経済の活性化の視点
<p>情報通信技術の急速な発展により、知りたい情報をいつでも、手軽に入手できるようになりました。</p> <p>幅広い行政活動においてICTを効果的に活用し、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、さらに快適な市民生活の実現のために活かしていくことが重要です。</p>	ICTの利活用の視点
<p>社会的な問題や課題をより身近に考え、地域や社会に貢献したいと考える市民や企業等が増えてきました。今後、NPO等が自立し、公共の一翼を担っていくことが期待されています。</p> <p>市民のニーズを的確に把握するとともに、政策の立案や決定、事業の実施など、様々な段階において、市民との協働を推進していく必要があります。</p>	協働の推進の視点

第一次基本計画の評価を踏まえ、第二次基本計画の策定において留意した点、計画の特徴は以下のとおりです。

● 第二次基本計画策定において留意した点

- ・ 首都圏に位置する住宅都市として多くの人々に「住んでみたい」「住み続けたい」と思っただけの「安心」「快適」なまちづくりを進めるとともに、企業やNPOなどの関係者にも魅力を感じていただける「活力のある」まちづくりを目指すことを示すこと。
- ・ 市のみならず、市民活動団体や大学など、地域で活動する全ての主体が施策分野の「ねらい」「目標」などの情報を共有し、それぞれの活動の基礎資料とできるような分かりやすい計画とすること。
- ・ 各施策の分野別計画や事業の推進における市全体の課題や目標を整理し、施策の基本的な方向性を示すとともに、施策間の連携を可能にするような施策の体系を構築すること。

● 第二次基本計画の特徴

① 基本構想に示された将来都市像のもと、これを実現するための「10年間のまちづくりの目標」を設定

② 本市の主要な課題を解決し将来都市像の達成へと導くため、第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」を継承する形で、「いちかわ いろどりアプローチ」を設定

③ 市の施策45本の「施策の大分類」に再編し、それぞれの大分類における「ねらい」を示した「施策の中分類」、事務事業を束ねる柱としての「施策の小分類」を設定

④ 「施策の大分類」ごとに、実施主体、目標などを明確化

⑤ 行政による「施策評価レポート」の発行、市民意向調査による「施策評価」の実施、総合計画審議会による「総合評価」の実施の3つのステップによる計画評価の仕組みを導入